

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

周南市長 藤井 律子

市町村名 (市町村コード)	周南市 (352152)
地域名 (地域内農業集落名)	鹿野 大潮(葉の内、片山、小河内、戸根、小潮、倉谷、桶山、西河内) 鹿野上(下渋川、中渋川、上渋川、下市、中町、上市、東、本町、上野、堤、大地庵、石ヶ谷、美保、奥大町) 鹿野中(中津、今井、柏原、田原) 鹿野下(垂泉、大泉、細野、合ノ川、大町) 巢山(清涼寺、仁保津、杉ノ河内、赤山) 金峰(秘密尾、奥畑、奥谷、郷、菅蔵)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年8月10日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

・本地域は、水稻を基幹とし、認定農業者15経営体のうち、法人7経営体はそれぞれ、水稻・大豆の輪作や施設野菜、そば、養豚などに、個人8経営体は主に水稻や施設野菜の栽培に取り組んでいる。

・一部の集落営農法人では、構成員の高齢化・後継者不足のため、構成員の確保等が急務となっている。

・認定農業者が存在しない集落では、小規模農家が中心で、高齢化・後継者不足が進んでいる。

・ほ場整備は、昭和50年代から平成20年代にかけて実施され、耕作条件の良い農地が多いが、老朽化した水路の維持管理、草刈りの負担や鳥獣被害が課題となっている。また、ほ場整備実施に向けた話し合いが一部の集落で実施されている。

・女性農業者グループによる農産物加工の取り組みが行われている。

(2) 地域における農業の将来の在り方

・水稻や大豆、施設園芸、露地野菜などは、現耕作者が引き続き取り組んでいく。

・経営拡大意向の認定農業者が営農する集落では、農地の集積・集約化を推進する。

・認定農業者が存在しない集落では、市をはじめ関係機関と連携し、新規就農者や市街地からの通い農業や定年帰農など、多様な農業を担う者を確保し、農地利用を図る。

・市をはじめ関係機関と連携し、集落営農法人の新たな構成員の確保・育成に努める。

・農業用施設の維持・管理は、多面的機能支払交付金などを活用しながら、集落の共同作業により実施していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	572.7 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	431.6 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地域の合意により、果樹団地を中心に、農業上の利用が行われる農用地等の区域とし、その他の農地は、今後保全管理を行う区域の検討を行う。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
・農地中間管理機構への貸し付けを進め、地域の話合い等で調整し、認定農業者への農地の集積・集約化を基本とする。 ・認定農業者が不在の集落では、市をはじめ関係機関と連携し、新規就農者や市街地からの通い農業や定年帰農など、多様な農業を担う者を確保し、農地利用を図る。
(2)農地中間管理機構の活用方針
・農地中間管理機構に貸し付け、地域の農業を担う者の意向を踏まえ、段階的に集積・集約化する。
(3)基盤整備事業への取組方針
・中津集落、東集落(柿の木原地区)、仁保津集落、杉ノ河内集落、細野集落(天子地区)、柏原集落では、ほ場整備の実施に向けて、関係者の協議を進めていく。 ・整備済みのほ場では、既存の水路や畦畔等、農業用施設の改良や補修を、多面的機能直接支払交付金などを活用しながら計画的に実施していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
・市をはじめ関係機関と連携し、新規就農者や法人経営体等の多様な経営体の確保を進める。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
・ドローンによる防除作業を実施している法人経営体があることから、当該法人への防除作業の委託など検討する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☒ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④輸出	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①各種補助事業を活用し、鳥獣被害防止の柵の設置を検討する。
 ②環境保全型農業直接支払交付金を活用して、化学肥料や化学合成農薬の低減に取り組む。
 ③水稻等の防除作業へのドローン導入など、一部の認定農業者がスマート農業へ取り組んでおり、引き続き各種支援を活用しながら取り組みを継続していく。
 ⑤地域内の果樹生産農家で、果樹産地構造計画に即した果樹の優良品種への改・新植や省力化等に向けた園地整備を進め、地域計画の実現を促す環境整備に努める。
 ⑦多面的機能直接支払交付金などを活用し、草刈り作業の機械化や大型機械を有する農業者への委託など、管理の省力化を進める。
 ⑨畜産法人経営体が、耕種法人経営体とたい肥と稲わら交換を行い、循環型農業に取り組んでいる。